

「益田事件」について
—— 占領期在日朝鮮人の法的地位の一研究素材 ——

岡 崎 勝 彦

1987年3月

島根大学山陰地域研究総合センター

山陰地域研究（農山村）第3号 括刷

「益田事件」について — 占領期在日朝鮮人の法的地位の一研究素材 —

岡 崎 勝 彦

On The Masuda Riot

Katsuhiko OKAZAKI

はじめに —— 問題の所在

1 「ヤミ物資摘発」事件

(1) 無令状捜索

(2) 緊急出動

(3) 朝鮮人部落の急襲

2 「益田署」事件 その I

(1) 事件当日（昭和24年1月26日）

(2) 捜査の過程（27日～31日）

3 「益田署」事件 その II

(1) 起訴まで（2月1日～10日）

(2) 訴訟の過程（2月11日～

昭和26年5月8日）

おわりに —— 今後の課題

はじめに —— 問題の所在

ここでとりあげる「益田事件」とは、島根県美濃郡益田町（当時）で、占領軍の介入により「ヤミ物資」の摘発に端を発して、朝鮮人が益田町警察署に大挙して押しかけ、待ちうける武装警官と対立衝突した事件のことをいい、当時占領下の「第三国人の警察署襲撃事件」としてUPやAP、タス通信によって国際的ニュースにもなったものである。¹⁾

益田事件については、新聞は大きく取りあげるもの当時占領下にあったこともあって、超法規的権力である占領軍（軍政部）の介入については、プレスコードを指令する占領軍の言論政策により、全く触れていない。又、地元の郷土史家矢富熊一郎著『益田町史（下巻）』（834頁昭和27年）においても、軍政部の動きは全く記されておらず、「鮮人の暴動」というタイトルで扱っている。しかし同著『益田市史』（469頁以下昭和38年）ではタイトルはなおも踏襲するものの「P中尉の応援」に触れるなど、はじめて本事件に軍政部の介入のあった事実をうかがわせる内容になっている。さらに益田市誌編纂委員会編益田市発行『益田市誌（下巻）』（603頁以下昭和53年）では「騒乱罪適用不法事件」としてタイトル自体は客観性をもたされており、「軍政部の指示」について言及するものの、上記三史・誌いずれも混乱を何の疑問も抱かず騒擾と断定したうえで記述しているなど、客観的資料とはいひ難いものである。近時、その中でも『島根県警察史』昭和編（784頁以下昭和59年、以下「県警史」）は「益田町警察署襲撃事件」として扱っており、その問題意識が明確であるだけに、かえって資料としては参考になるも

* 法文学部法学科（行政法）

のである。ようやく本年、より客観的分析に迫るものとして内藤正中「日本海地域における在日朝鮮人の形成過程（II）」（島大法文学部経済科学論集30号14頁以下）が出た。この事件の解明も緒についたといえる。本稿もまた、それに資料をはじめ多くの点について依拠していることをお断りしておく。

本稿は、占領期における在日朝鮮人の法的地位を検討する作業の準備過程にあるものである。ここでは、とりあえず「益田事件」の実態を把握するのに努めた。占領下での事件であることを分析視角の前提としつつも、そのために、やはり当時の新聞を基礎とし、併せて判決原本や前記「県警史」、当事件の関係者からの直接の聞取等をも参考に「益田事件」の実像をさぐろうとしたものである。

戦後騒乱罪が適用された主な事件			
事件名 (発生年月日)	起訴 人數	事件の概要	騒乱罪 の成否
長崎署襲撃事件 (21. 5. 13)	35	ヤミ屋の釈放を要求して朝鮮人ら約200人が長崎署を襲撃	成 立
佐世保事件 (23. 1. 25)	11	興行収入の分配をめぐって暴力団員二十数人がピストルなどを持つて病院に乱入	成 立
大阪朝鮮人学校事件 (23. 4. 23)	24	学校閉鎖反対のデモ隊数千人が大阪府庁内に乱入	成 立
神戸朝鮮人学校事件 (23. 4. 23)	21	大阪と同様数百人が兵庫県庁に乱入	成 立
松江地裁刑務所事件 (23. 10. 23)	13	政令201号違反で起訴された者の釈放を要求、約350人が松江地裁と松江刑務所に押しかけた	不 成 立
島根・益田町署襲撃事件 (24. 1. 26)	9	関税法違反で逮捕された者の釈放を要求して百数十人が益田町署に乱入	成 立
平事件 (24. 6. 30)	159	共産党の掲示板撤去に抗議、党員や労組員ら約300人が平市署に押しかけ占拠	成 立
下関事件 (24. 8. 20)	88	朝鮮人団体同士の抗争で二百数十人が韓国居留民団員宅などを襲撃した	成 立
鳴尾競輪場事件 (25. 9. 9)	14	観衆約500人が八百長レースと騒ぎ、払戻場に乱入、放火	成 立
第二神戸朝鮮人学校事件 (25. 11. 27)	118	検挙者の釈放を要求する約800人のデモ隊と警官隊が衝突、長田区役所にも押しかけた	成 立
吹田事件 (27. 6. 25)	111	朝鮮動乱記念のデモ隊約800人が吹田操車場などで警官隊と衝突	不 成 立
大須事件 (27. 7. 7)	150	大須球場での歓迎報告大会後、千数百人のデモ隊と警官隊が衝突	成 立
新宿事件 (43. 10. 21)	21	米軍用燃料輸送阻止のため学生ら数千人が角材などを持って新宿駅に乱入	成 立

(45. 1. 28朝日夕刊より作成)

1. 「ヤミ物資摘発」事件

—— 関税法並びに貿易等臨時措置令違反、公務執行妨害事件

(1) 無令状捜索

同事件は、密貿易捜査における軍政部将校による令状なしの捜索に端を発する。すなわち、昭和24年1月「25日夜を期し、益田町大字高津川口からヤミ物資を積んだ船が出港する。積込み物資は高津浜寄りの朝鮮部落に隠匿」との民間情報を得た島根軍政部パレット少尉とフェリー伍長が、島根地方経済調査庁の原田調査官他2名とともに、同年1月25日午前10時30分ごろ、同部落無職木村一郎(34)ほか数戸を急襲、柳行季詰の朝鮮服地反物数箇を発見、押収しようとするや、令状がなく違法であるとして同人らより拒否された。し

かしパレット少尉は捜索するよう命令したため、朝鮮人約20名と押し問答となつた。この時は原田調査官の仲介によりパレット少尉も納得し、フェリー伍長と原田調査官で令状請求に赴くこととなつた。ところが少尉は、同時に武装警察官10名の派遣を町警察に依頼するよう命じた。

原田調査官らは途中町警へ立ち寄り、7名の警察官の応援を得たので、令状発付後急行すべく検察庁へ赴いたのであるが、しかしフェリー伍長はそれを待たず警察官とともに現場に急行した。これを待ち受けてパレット少尉は「軍政部将校が命令する。令状は到着しなくても良いから、容疑家屋を捜索して違反物資を押収せよ」(県警史785頁)と命じたので、止むなく警察官及び調査庁職員は同

部落の八戸を捜索し、柳行季及びトランク等7個、密造酒樽7個などを押収した。一方、「令状の発付を得た原田調査官は現場へ急行したが、時既に遅く捜索は終了していた」(同書785頁)。このため、パレット少尉の命により押収物件を木村方前道路に集積点検のうえ自動車に積込み引揚げようとするや、矢庭に部落朝鮮人7・80名がこれを取巻き押収物件を奪い返そうと気勢をはり、うち呉原太郎(24)がジープに飛び乗り行動を開始するやこれが導火線となり警察官との間に遂に小競合が発生、数名の朝鮮人はトラックに飛び乗り、濁酒の容器を投げ下して破壊し、他の物資容器も奪還されるに至った。パレット少尉が、けん銃二発を威嚇発射したところ、さきの呉原太郎が胸を開いて「ここを射て」と居直ったため、発射をやめたところますます騒然となり、警察官や調査官に直接暴行を加えるに至り事態は陥悪化した。このため午後1時ごろ、空行季1個と紙包2個を押収して益田町警察署に引き揚げた。

(2) 緊急出動

パレット少尉は、町警察署長に対し「この事件を警察官が処理しないならば自分は第24師団の軍隊を出動させることを考慮する」(同786頁)と、強硬な申入れをするとともに、島根軍政部隊長に前記状況を直接電話報告した。これに基づき軍政部隊長より県警察隊長に対して「朝鮮人の行為は日本法規に反している、至急警察官を応援派遣し即時犯人を逮捕せよ」(同786頁)との厳命があった。国警県本部では事件発生を全く知らず、直ちに地元国警である美濃地区署に電話で調査したところ、同地区署も同じ建物の中にある町警察の動きを知ってはいなかった。美濃地区署では直ちに事実を調査し国警本部に報告した。当日は

偶然、国警県本部(松江市)において全県下公安委員長会議が開催されており、右田益田町公安委員長は、新警察法(昭和22年法律196号、昭和29年7月1日廃止)第55条の「援助要求」に基づき、各公安委員長に応援方の依頼をなし、各委員長の承認を得、中国地方初の警官応援要請を国警県本部に発令、ここに新警察制度始まって以来の規模を持つ、美濃地区署以西の国警・自治警両警10署より、第一次応援部隊として90名の武装警察官を益田町警察署に急派することが決定された。

国警県本部では、美濃地区署長に対し、積極的な応援と全被疑者の検挙方を命じた。当時の美濃地区署は定員30名、益田町署は29名であったが、実人員は地区署27名、町署26名であり、応援警察官の到着を待つて現地捜索を開始することとなった。しかし応援警察官の到着までは、6時間要する遠隔地であるため、夜に入ってからの捜索は困難であった。「集結を終ったこれら応援隊はトラック4台に分乗、半数は付近高津小学校に待機し残りは同部落を急襲したがすでに日が暮れ行動が自由にならず、一方朝鮮人側でも刻々各地から集り約300名が対抗的気配をみせ事態は急迫した」(島根新聞1月27日)。事の次第によつては流血の惨事を引起す兆も見えたので円満な解決をはかるためひとまず現地を引揚げ、同夜12時ごろから門脇憲次郎美濃地区署長(元松江市助役)と安部藤一益田町署長とが金奉斗在日本朝鮮人連盟(以下「朝連」)美鹿支部委員長ほか2名の幹部と会談、自発的に暴行の責任者を出し奪還した物資を提出することを条件に話をすすめ26日未明までに回答を求めることにしたところ、26日午前5時、それに対する連盟側の回答は責任者の出頭についてのみ、これを拒んだため決裂となった。

「しかし警察側としては再考を要求、その結果によっては直に武装隊を総出動、一方逮捕状が出ている事件の首班とみられる前記吳原太郎(24)・竹原一郎(28)・木村好子(34)・吳原春子(26)・鈴木純三(33)・鈴木福枝(31)・平松陽今(32)・李川善吉(27)の8名を逮捕するとともに隠匿物資の押収を強行するはらを固め、さらに事態の急迫に備えて国警本部錦織捜査課長を隊長とした第二次応援隊83名の到着をまち、一触即発の緊張をみせた」(島根新聞1月27日)

(3) 部落の急襲

しかし、同8時10分交渉の決裂により、警察側は既に、第一次、第二次応援警察官の到着もあり、再度部落の急襲を行い、被疑者等に対する貿易等臨時措置令違反並びに公務執行妨害事件として、逮捕令状および容疑物資差押令状に基づき、前記木村好子・同吳原春子・同鈴木純三・同平松陽今・秀山三郎(36)・中山ヨシ子(31)の6名を逮捕したことから部落民の腰がおれ、その間も部落を包囲する警察隊の非常線を突破しようと各所で小競合があった。また、部落内の捜索の結果、朝鮮服地入2行季、紙包1個、トランク入り1個、大ニュームなべ10個、大金だらい4個を押収、さらに公務執行妨害罪容疑で石山仙吉(37)・洪得龍(38)・安川太郎(42)を逮捕、日本人坂本勝治(65)を密貿易等臨時措置令違反で逮捕し同10時半現地を引揚げた。しかし現場にはなお、朝鮮人7・80名が残留しており、万一に備え益田署ではその間到着した前記国警県本部捜査課長錦織福悦警部(元松江署長)を隊長とする第二次応援隊を加え待機の姿勢をとった。なお小競合の間に逃走不明となつた騒擾首謀者とされる前記吳原太郎、同李川善吉および日本人能地美視(37)は捜査中となつた。

同事件の発端は、前記のとおり密貿易捜査における令状なし捜査にあり、当時の在日朝鮮人に対する権力的な弾圧感覚が必要以上に事件を拡大したものといえる。たとえば前掲県警史でさえ、「その事件は、多分に軍政部将校の特権意識に起因している点があり、占領下ならではの特殊な事案として苦労した事件であった」としており(同書784頁)，占領下での特殊性を強調している。一方、警察陣についても「町警察は威信の失墜を慮んばかり⁵⁾」、あるいは「面子にかけても捜査を断行、責任者を逮捕」という方針のもとで捜査や逮捕を行つた。⁶⁾これらが事態の展開を大きくさせた主たる原因であったといえる。

- 注1) 「英米流の市民警察の観点から、市民が警察を襲うことの異常性について、占領軍の情報関係者が大きく問題を展開した」ともいう(当時の警察関係者の証言による)。
- 2) 当時の毎日新聞記者によれば「警察の板塀の筋穴から、覗き見」ながらの取材であったという(土田伊平氏(83)の証言)。
- 3) 「県警史」は、「署長は不在であった」と記しており(同785頁)，他方、判決原本では署長自身が木村方の捜査をなしたものとしており、後者の記述が一般的である。
- 4) これが吳原太郎であるということは、当時の参加者への聞き取り証言による。
- 5) 前掲益田市誌編纂委員会編『益田市誌(下巻)』603頁。
- 6) 西尾出良『事件を追って戦後30年島根の軌跡』109頁。

2. 「益田署」事件 そのI

—— 騒擾並びに建造物侵入被疑事件

(1) 事件当日 (26日)

一方、前記朝鮮連盟美鹿支部においては、これは朝鮮人に対する不当弾圧であるとし、同署長に対し前記被拘束者全員の即時釈放方を要請することを決議し、直ちにその交渉委員を選出した。同交渉委員は、同日午後より数組に分れ、同警察署に行き署長と会見し交渉を続け、夜に入ったが（この間別に共産党員と称する一組も介入して交渉した）同署長は「被拘束者中女4名は同日中に釈放するが、男3名についてはなお取調中であり、同日中に釈放することは困難である」と回答するのみで、前記要求を全面的に満足させるものではなかった。その頃美鹿支部事務所に集合していた8・90名の者は、交渉委員よりその中間報告を聞くや激昂し、連盟幹部並びに交渉委員の態度にあきたらず、この上は皆で警察署へ押しかけて交渉するほかなしとし、同夜9時頃、隊伍を組んで出発し途中からの参加者をも加え総勢百数十名が午後9時40分頃警察署正門前に到着するに至った。¹⁾

これより先、多数の朝鮮人が押しかける旨の報告を受けた安部同署長は、前日来の紛争と町民の不安動搖等を考慮して、当時の情勢に照し形勢不隠と判断し、これをその門前において阻止すべく、同署員および応援の警察官約40名を同構内入口正門（門扉はないが入口に石柱2本を立て、その両側に小樹を植えた築堤の設備のあるもの）に配置してこれを固め、いわゆる人垣を作つてその入門を拒否する態度を示していた。やがて警官が警棒を使いはじめ、それに対抗して投石等がはじまり、「警戒中の警察官約100名と乱闘を演じ同

署の窓ガラス2枚と警察署前の竹がきを破損した」（島根新聞1月28日）。当「益田署」事件について、裁判所が認定した事実は次のとおりである。

「………前記門前に到着した多衆は、一旦同所に静止して整列するかと見えたが、その時一部の者は前記警察官の態度に憤慨し、勢の激するところ遂に暴徒化し、多衆の威力と実力を以て右警戒線を押し除け構内広場に侵入せんとし、ここに該多衆と右警察官との間の小競り合いとなるや、該多衆は、附近にあった竹垣の棒、木杭等を引抜き、或は前面の畠等にあった古瓦、セメント塊、石塊等を手当たり次第投げつける等の暴行を敢てし、遂に右警戒線を後退せしめて構内広場に侵入し、同広場を占拠してなおも乱闘をつづけたが、右暴行により同庁舎の窓硝子及び構内にあった自動車の前照燈等を破壊し、且つ双方に10数名の負傷者を生ぜしむるに至り、これを鎮圧する為め同署長をしてやむなく拳銃の威嚇発砲をなさしめ、且つ、折柄警戒中の同町消防団員をして、応援のため、非常サイレンを吹鳴して、その非常召集を行うのやむなきに至らしめて、同警察署及び附近一帯の静謐を攪乱する程の騒擾行為をしたもの」である（判決原本より）。

署長によるこのけん銃の威嚇発射については、前掲「県警史」も「かえって事態を悪化させることになった」（同787頁）と指摘している。警察側では益田町消防団約150名と消防車3台のほか那賀地区、浜田両署に応援を求めるなど一時は收拾困難に陥った。「時あたかも同町に出張中の軍政部員ニップ氏が突如來署し軍政部隊長の命令である、退去せよ、しからざれば厳重処罰する」（同787頁）と、大声で命令したため同10時すぎようやく平静となったものの、両者対峙のまま再び交渉がもたれた。しかし、あくまで全員釈放の態度は

くずれず、警察は、島根軍政部に連絡、前記パレット小尉の意向をただした。その結果、27日午前零時に至り逮捕者のうち女4名は取調べが終ったので直ちに釈放「男6名は同日午後5時釈放、また連盟の責任において警察署前に集合の朝鮮人は直ちに解散すると同時に各地から集結中の朝鮮人も解散する」(同新聞1月28日)という条件で交渉が成立、集合中の朝鮮人も同零時半すぎ全部解散し、一応平静に復することになった。

この騒ぎで錦織本部捜査課長（前歯2本折損）松江署田辺茂巡查（額に軽い打撲傷）朝鮮連盟浜田支部委員長梁先起（後頭部裂傷）共産党益田地区委員長石橋正高（後頭部裂傷）ほか朝鮮人19名の負傷者を出した。この間町警察襲撃の報告を受けた国警県本部では、直ちに警備本部を設置し全県下各警察署に対して、全員待機方針（依頼）するとともに、第三次応援警察官44名をジープおよびトラックにより現場に急行させた。

(2) 捜査の過程 (27日～31日)

① 1月27日の動向

27日早朝、岡田県刑事部長、藤野県警備課次席らがかけつけ、また26日夜到着した第三次と第二次応援警察隊を加えた120名が終日各所を巡回警備にあたり、午後5時までは第一次の公務執行妨害、密貿易容疑事件の被疑者5名は取調べを終了し、全員釈放された。これにより捜査妨害事件の捜査は打ち切られ、意図的に前者と切り離すことにより、26日の「益田署」事件の捜査に全力をあげることになったのである。国警県本部では、「断固検挙しなければその威信を失墜する」(県警史788頁)として、松江地検次席検事らの到着をまって検挙方針を協議することになった。

なお27日に表明された関係各方面の見解は

次のとおりである。

安部益田署長談

「こうした事件が起きたことはまことに遺憾である。警察側が阻止したのに不法に門内に流れ込み窓ガラスを壊したり電燈線を切ったりまた竹がきを壊したことは当然騒じよう事件と思うのでこのまま見のがすことは絶対にできない。いかに処置するかについては目下協議中である」(島根新聞1月28日)

朝鮮人連盟美鹿支部委員長金泰斗氏談

「25日朝警察が行った押収搜索は違法であった。警察は令状なくして強権を発動したからわれわれは執行を拒んだ。ところがこの拒んだことを公務執行妨害だといって関係者を逮捕した。昨夜(26日)警察に押しかけたのは不法逮捕されたものの即時釈放要求であって襲撃や留置人の奪還ではない。われわれは無手で行ったのに警察がピストル、コンボウラでわれわれを威かくし同胞20名を傷つけた。われわれは事を好まぬが、警察側の出方いかんでは今後の措置をとる」(島根新聞1月28日)。やはり、27日に聞きとった談話であるが週刊の地方紙である「石見タイムズ」(1月29日)が各方面の談話を取りあげている。

安部益田町警察署長談

「今回の如き騒擾事件を起して地方民に非常な心配をかけた事は誠に遺憾にたえないが自分としては事件の真相に対して意見をのべる事は差し控えたい。相方共理解し合って早く平静に復したいと念願している。」

事件の真相について、軍政部への遠慮であろうか、大変歯切れの悪いものとなっている。また警察の「威信」なるものはなく、相方の理解を強調するところに現場責任者の実感が表明されており、前掲した島根新聞での談話と全くニュアンスが違うところに興味のあるところである。なお朝連側は前掲した島根新

聞と同様の趣旨ではあるが、「警察の暴力的威嚇手段によって思わぬ方向に拡大してしまった」(同石見タイムズ)という認識を表明している。

右田益田町公安委員長談

「本日は何も申し上げられない。他日意見を発表する機会があるかもしれない。」

益田税務署長談

「或る筋よりの懇請により今回の行動をとった。しかし事件の結果が今後の税務署の業務執行上にデリケートな影響を及ぼすものと思うのでこの点十分考慮して居る。」

当事件の原因となった令状なき「ヤミ物資摘発」が軍政部による強い圧力のあったことをうかがわせており、事件の拡大にとまどいを示したものといえよう。

石橋共産党益田地区委員長談

「吾々が今回の騒擾の後押をして居るとデマがとんで居る様であるが実に馬鹿馬鹿しい、我々としてはただ朝鮮人連盟側から今回の事件に関して円満解決の相談を受けたので、朝鮮人とは平素より融和して居る間柄なので仲介に入る事が適當と思つて今度の行動に出たわけだ、警察側の態度にも遺憾の点があつたが、安部署長の立場も同情に値する事と察している、事件を追求しようとは思わぬが事件について今一步進んで大局的に研究究明すべき点があると思う、何れ党中央機関にはかった上で態度を決めたいと思う。」

警察側の態度決定が翌28日になされるという前日の時点での各界の発言であるからであろうか、全体的に、双方に配慮した発言が目立っている。中でも共産党にとっては、当時、島根県の場合でもそうであったように朝連の幹部達のほとんどが党员であったことが周知の事実であったことからすれば、今からみれば、事件の真相究明についてもっと積極的発

言があつても不思議ではなかつたのではなかろうか。先の1月23日投票の総選挙では、地元島根県選出の木村栄氏（再選）をはじめ選挙前の4名から35名に急増した直後の事件でもあった。当時もやはり、共産党と朝連の活動は、その後（昭和30年以後）否定されるものの、朝連の独自性をかなり認めつつも、共産党指導下の大衆団体とみなしてきたのであり、朝鮮人ぬきで地方での共産党の活動は考えられないものであったとされるからである。²⁾ そうであるからこそ、その後、共産党も朝連も共に治安対策の対象とされていくのである。

② 1月28日の動向

まず、検察側の対応であるが、「27日夜、松江地検円藤次席検事、赤松検事が益田署の捜査本部に姿を現し、28日未明にかけ岡田県刑事部長ら国警側幹部と秘密のうちに対策を練った模様だが、その結果、同夜の集団行動は騒じよう罪、または建造物侵入罪で断固責任者の追及検挙方針を決めたらしく28日正午に至ると応援警察隊約150名が待機しているが検挙の着手は29日未明ではないかとみられる」（同島根新聞1月29日）。一方、石見地区朝鮮人生活擁護同盟闘争委員会では、「28日町内各所に事件真相発表書をはり出してあくまで抗争を声明、すでに京都、山口、九州方面にSOSを発し検察側の動き如何によっては行動開始の準備をしている模様でここ一両日の動静は極めて注目されるようになった」（同紙29日）と両者の動きに伴う緊迫した状況を伝えている。

国警県本部では前述のとおり「断固検挙しなければその威信を失墜する」との判断をしており、検察側の到着をまって徹底検挙を開始することになった。すなわち美濃郡内において32名、浜田市内で9名の逮捕状発付を

受け、250名をもって検挙隊を編成、逮捕後の移送、警戒計画もたてられた。まず28日午後6時半同町無職日本人波田達男（29）に建造物侵入容疑で逮捕状を執行した。

③ 1月29日の動向

新聞報道のとおり、29日午前7時10分を期し朝鮮人32名に対し用意された同様罪名容疑で逮捕状を執行するため警察隊の一せい活動となり同9時頃までには30名を逮捕、直ちに取調べをはじめたが、主な責任者には勾留状を求め、取調べが終った9名は、松江刑務所に収容のため夕刻益田署から送り出された。

一方、朝鮮人側ではこの朝、門司ほか7カ所にSOSを打電するとともに対策を練っている模様で町内には流言が飛び、人々の動搖がみられるので武装警官で町内要所を警戒し、また町消防団、青年団も待機姿勢をとった。捜査本部に陣取っている前記円藤松江地檢次席検事は次のように語った。

「朝鮮人側では今回の事件を不法逮捕監禁だといっているが、判事の逮捕状を執行したもので違法ではない。今朝来逮捕された30名はもちろん建造物侵入容疑で拘置したが、同夜の状態から取調べの結果あるいは騒擾罪に問われるものが出てかもしれない。30名の取調べは正午までに終了の予定であったが慎重を期したため意外に長びき午後1時に至って30名中6名（うち女2名）が漸く終了、このうち13名に対して拘留状の請求をしているが午後1時20分現在のところ判事の取調の終了した2名に拘留状が発令されており同4時までは残り全部の取調べを終る見込みである。身柄は益田にとどめず最寄りの汽車便を利用して松江に送り第二の26日事件のむし返しを防ぎたいと思っている」（島根新聞1月30日）。

26日の益田警察署事件の二の舞を避けるべく朝鮮人が益田署に集結すること自体の条件を

取除くことに大層迅速であった。すなわち、前述のとおり町内を県内武装警官、消防団員および青年団員を動員して昼夜兼行の厳重な警戒を布いた上に、まず午後2時半には「第一軍団の命令により今後、公共建築物の前において公衆はいかなる種類の示威行為といえども行ってはならぬ」との28日付島根軍政部民間情報課の発表文が警察の手で町内各所にはられた。次に逮捕された朝鮮人30人のうち18名は勾留状が執行され、同夜身柄はいち早く松江、浜田の両刑務所に9名ずつ分散して収容され、のこり12名は釈放された。

その結果、情勢は平静となり、「かくて事件は一応解決したかに見えるが警察側としては、ここ数日警戒をつづける模様」であるという（島根新聞1月31日）。

④ 1月30日の動向

同事件は、浜田方面にも飛火し浜田市片庭町金三岩（42）ほか8名も参加していたことが判明し、浜田署では同人らを同日建造物侵入容疑で逮捕した。なお、同署では朝連浜田支部の自発的申出によりさらに6名の任意出頭を求め取調べをすすめている。また29日夜浜田刑務支所に収容された9名は30日午前11時20分松江刑務所に移された。

⁴⁾ 朝鮮人連盟浜田支部朴熙澤副委員長談

「浜田署の逮捕は不当弾圧で今後問題の処置は中国協議会で決められようが、この度の逮捕については穩便に処理したいと思っている」（同紙1月31日）。

ところが翌日になって前記談話については事実と相違があるというので翌日の新聞によって全文取消し次のように訂正された。

「今回の益田事件の端緒は明かに違憲的行為であり第二次検挙もこの不法を合理化さそうとの検察側の謀略によるものでわれわれは人権擁護のた

めに闘う覚悟だ。もし、これに対し検察側の誠意が認められなかつた場合は一県下の問題に止まらず中国協議会に提訴してその結果を待ちあくまで闘うつもりである」(同紙2月1日)。

⑤ 1月31日の動向

30日に逮捕された9名のうち前記金三岩ほか5名は、建造物侵入容疑で31日午前7時7分発で松江刑務所へ送致された。また任意出頭による6名は事情聴取した結果、何等関係がないことが明らかとなった。一方、県朝連役員および朝鮮人代表者約14名は、松江刑務所、松江地検、県警本部および軍政部を訪問し、益田事件で松江刑務所に収容された24名の釈放方を要求した。

また、当事件も一段落を告げ平静になつたので前記門脇美濃地区署長、右田町公安委員長は関係筋に事件の経過報告と今後の打合せをするため31日午前5時40分益田駅発上り列車で出県した。なお、25日から29日にかけて一次、二次、三次と3回にわたり県下全警察署員を動員、200名以上におよぶ武装警官の応援という大規模な事件だけにこれに使用した費用も大きく、その期間中の出費概算は50万円とみられている。「その主な内訳は、まず人件費、次に貨物自動車4台の常時借用費などで目下金策に頭を痛めているが町としては研究の上国または県に一部補助を申請する模様」と報じられている(同紙2月10日)。前掲益田町史(835頁)、市史(472頁)および市誌(603頁)でも益田自治警察署は、一ヶ年分の予算捜査費用(年間警察予算の約四分の一)を全部食い込み、その後の費用に窮したと指摘している。⁵⁾

注1) 「県警史」によると、朝連前に集結した約200名が警察署にいた約60名の警官に対して、投石

等をしながら子女を先頭に押し寄せてきたと記している(同書787頁)。

- 2) 座談会「解放後10年の在日朝鮮人運動」における季哲の発言参照、季刊三千里特集戦後初期の在日朝鮮人48号27頁。梶村秀樹『解放後の在日朝鮮運動』38頁以下参照。
- 3) 前掲「益田市誌」によれば、「1月28日以降になつても平静に戻る気配もなく、朝鮮人側の町内官公署その他への放火説、暴力行為の徵候もあって、県内武装警官延936名と消防団員その他をもつて、昼夜兼行厳重な警戒が布かれた」とする(同603頁)。
- 4) 当時の浜田支部副委員長が現在の在日本大韓民国居留民団島根県本部委員長朴(新井)熙澤氏である(本人の証言による)。
- 5) なお、後日その件の処理に関する報道によるところ、「益田事件の際、多額の支出費に町財政をびくつかせたものだが、これも自治体は地方分與税、県費で約10万円のプラスになったし、国警側が少し赤字を出した程度だ。騒擾は国の負担となる」と指摘している(毎日新聞(島根県版)24年7月12日)。

3. 「益田署」事件 そのII

—— 騒擾並びに建造物侵入被疑事件

(1) 起訴まで(2月1日~10日)

2月1日には、益田町内も全く平静となつた。第一次事件発生以来、8日間で延1,091名の警察官(当時の定員844名)が応援出動したこの事件も警察側にとっては一応の終息をみたのである。ここで「県警史」は「長期化が懸念された同事件が早期に解決できたのは、警察の断固たる措置によることはもとより、1月28日付島根軍政部布告『公共建築物の前における示威行為禁止』の第一軍団命令が、

相当の効果をもたらしたのであった」と記述するが、ここには治安対策的平静さの回復をもって事件の解決とみなすという基本姿勢をうかがい知ることができる。¹⁾

一方、朝連県本部他二団体は、本日付で次のような搜索令状のない捜査の違法性を指摘し、放火や暴動等の流言による弾圧が朝鮮人学校閉鎖問題等にみられる一連の弾圧体制と軌を一にするものという認識に基づき、警察の不当弾圧の追求と、今後の真相解明を訴える声明を発表した。²⁾

声明書

親愛なる日本の皆様

圧迫と搾取からのがれ自由と平和を渴望する吾々の前に今や再びファッショ軍国主義が陰謀を以て擡頭して来た。

去る1月25日、突如経済調査官並びに警官数名が益田町高津に来り、木村某が密貿易容疑物資を所持して居るとの理由で、搜索令状も持たずに当地の朝鮮人家屋を片端から土足で上り込み、タンスやコーリは勿論家財道具を一切不法にも捜索し始めた。当地の朝鮮人は驚いて「何故令状もなく捜索するか」と問ふと、「生意気なだまって居れ」と恐喝し乍ら、質問した婦人を身動きも出来ない様にしばりつけて、そこらにあった生活必需品まで没収した上、朝鮮人9名を連行し立ち去った。

これを見た近所の朝鮮人及び日本人までが激昂して、26日益田署へ当局の不法を訴へ不当拘束者を解放してもらふべく行ったのであります。

そこで当局は、朝鮮人は暴動を起したとか、警察を焼打ちするとかの流言を飛ばして、武装警官数百名を動員し警鐘を鳴して消防団、青年団迄も招集して、あたかも一大戦争でも起ったかの如く宣伝し、手に何ももたない朝鮮人にピストルを乱射し或は棍棒を振って、男女を問わず片端から暴行を加へ30余名の重軽傷者を出したのであります。

問題の重要性と悪化を憂ひ警察当局と善後策を協議する為、朝聯益田支部及び浜田支部の幹部が行った所、その人達まで重傷を負はず等事態を拡大さしたのであります。

処が朝聯はあくまで平和的解決を期して当局と交渉した結果、前記9名の解放条件を以て一段落を付けたのであります。処が当局は29日突然建造物不法侵入との理由で24名（女子4名）を松江刑務所へ収容したのであります。

当局が千数百名の動員と共に百万円に上る費用を使って敢てデッチ上げた此の事件は、先に朝鮮人学校閉鎖問題或は各地に於る朝鮮人弾圧等を合せて考へて見る時、これは明かにファッショ軍国主義の再現と云はざるを得ません。尚ラジオや新聞等を通じて如何にも朝鮮人が暴動を起したかの如く宣伝して居るが如きは、日本人民と我々が相提携して平和と民族独立の為に戦ふ両民族を離間し弾圧せんとする当局の陰謀であります。

親愛なる皆様

吾々は決して非を正当化するものではありません。故に此の真相を明かにすると共に、本事件の全責任が彼当局にある事を主張し、拘束者の即時釈放と不法弾圧責任者の厳罰を要求するのであります。更に吾々は民主主義と平和擁護の為にあく迄闘ふであらう事を茲に声明するものであります。

1949年2月1日

在日本朝鮮人聯盟島根県本部

在日本朝鮮民主青年同盟島根県本部

在日本朝鮮民主女性同盟島根県本部

ここでも軍政部（占領軍）将校に対する指摘は注意深く削除されている。³⁾ 同声明に対し、「朝鮮人側の声明書は事実を曲げたものである」と9日当の事件を担当した安部益田署長は次の反ばく談話を行った。

安部署長談話

「連盟側の発表する真相なるものは、相当事実と

相違するものがある。警察としては令状なくして逮捕した事実もなければ、婦女子をしばるなどの事実もない。また30余名の重軽傷者がいたとあるが、これは集団の後部にいる朝鮮人が投石し前方にいた味方の頭に当ったもので医者にみせればこの点ははっきりとする。このことは去る4月朝鮮人側から告訴が出ているから審理の結果当然警察の正しさが証明されると思う。我々としては、とるに足らぬことだと黙殺していたが、各方面の意見によって警察の正しい立場を明らかにする声明書を作成し、2、3日中に国警本部を通じて県民各位に発表する運びとなろう。この際、なにものにも惑わされず警察を信頼し今後とも県民各位の治安維持に対するご協力を切に要望する」(島根新聞2月12日)

朝連側の抗議活動は起訴に対するけん制をも含めて4日の告訴をみてもかなり活発であったことがうかがえる。ちなみに、5日の1時には松江署に対して「生活擁護のため」という目的で朝鮮人132,000名の集会届を出した。開催日時や場所については、2月11日午前11時から午後8時まで松江市雑賀小学校から殿町大手前広場の間で、その集会には前記の声明を出した2団体と、その他中国地方五県朝連本部など中国各県からも参加することである(同紙2月6日)。

一方、松江地検では建造物侵入容疑で10名を松江刑務所に勾留し取調べを進めているが7日で10日間の勾留期間が満了したので、地検では、新刑訴法初の勾留延期を申請し、現地に検事3名を派遣して取調べを続行している。なお、自由法曹団細迫兼光弁護士は3日現地を調査し当事件の弁護に当ることになった(同紙2月9日)。

かねての通り松江地検は、2月10日、次の9名を「騒擾罪、建造物不法侵入罪」容疑で

松江地裁に起訴した。すなわち、美濃郡益田町姜永範(26)、季昌根(22)、洪寿成(42)、木元一郎(40)、姜正植(38)、同郡安田村金武沢(32)、浜田市山田栄子(38)、金三岩(42)および権述京(28)以上である(同紙2月12日)。

(2) 訴訟の過程

(2月11日～昭和26年5月8日)

① 公判以前の動向

2月14日には、6時から松江市湖畔亭において、島根県朝鮮人生活権防衛闘委員会が主催して「益田事件真相を語る会」が「日本の皆様を御招待して」(2月12日付文書)、県下民間団体に対して真相を明らかにするとともに、⁴⁾支援要請を行った。つづいて2月19日、島根県労働組合総聯合(以下「労連」)は、益田事件調査報告を議題とする第一回常任執行委員会を開いた。同執行委員会では、調査団を派遣したこと自体について「朝連に利用されているような誤解を招き、下部からの浮き上りも現れ易いので、慎重にすべきである。機関の決定によって行われたか」という質問からはじまり、二つのコメントを付して次のような結論に達したという。すなわち、コメントの第一は「益田町に於ける朝鮮人と町民との感情対立、一般労働者に根強く残っている人種的偏見、一般朝鮮人の終戦直後にとった非文化的行動の批判が生理的に残っている。之等の現実は誤った事柄であるが、否定することは出来ない。この事実の上に立って判断すべきものである」とし、第二に、「占領軍、日本官憲、朝鮮人の相互関連性の上に立って事件は進展、拡大されて来たという事実」である。以下、その結論をあげておく。

a 基本目標を設定すること。

1 人種的偏見をなくするような啓蒙。

- 2 世界の労働者としての立場から考える。
- b 労連としての声明書などの意見発表は必要ない。真相は知らせる。
- c 真相発表の形式は関係方面が微妙な情勢下にあるので、無用の刺激を招く方法はとらないし、全部も発表を控える。労働問題と類似点をニュースとしてつけ加える（労連ニュース第42号⁵⁾ 2月22日）。

占領下にあることから微妙な配慮をしなければならないとはいえる。これでは、朝連その他の働きかけにもかかわらず、あまりに一般的で現象的でありしかも消極的に過ぎるものといえよう。しかし、これは当時の状況を知る上で貴重な資料となるものである。なお、2月26日には当事件の現地調査として、参議院地方行政委員長岡本愛祐氏他3名が来益し、益田町役場階上で安部益田、門脇美濃地区両署長、国警県本部大朏警備課長、伊藤益田町長、県経済調査庁員らが出席、益田事件の実情を聞いたもようである（同紙⁶⁾ 2月27日）。

② 公判の動向

前記姜永範（朝連益田分会総務）ほか8名にかかる騒擾および建造物侵入の被告事件第一回公判は、3月3日午前10時半から松江地裁尾坂裁判長係で開かれた。検察官席には前記円藤次席検事、弁護人席には前記細迫（山口）、塚田（山口）および武井（米子）の三弁護士、傍聴人席はほとんど朝鮮人でぎっしりと埋まった。また被告席の近くには朝鮮語の通訳として平松金次氏=特別調達庁松江連絡官事務所英語通訳=が出廷した。

「検察官の起訴状朗読が終るや、細迫弁護人が立ってこれを反ばく、騒じようの原因は警察官側にありとし、また建造物侵入を全面的に否定『罰せられるものあるとすれば警察官側だ』と被告人の無罪を主張し、対立的態度をまず表明した。さ

らに本件の原因に連なる事実として1月25日朝の令状を所持せざる不法家宅捜査をあげ審理の範囲に入れてもらいたいと要求した。続く被告人らの冒頭陳述も異口同音に起訴事実を否定し『あえて警察官の人垣を破る考えはなかった。むしろ、朝鮮人側にケガ人を出し、警察官側の威かく発砲におどろき怒りたった大衆の力が押し込んだものだ』、『木棒などみた覚えもなければ投石した形跡もなかった』と述べた（同紙3月4日）。

第二回公判は、3月18日午前10時30分から松江地裁陪審法廷で開かれ、前回検察側が申請した安部益田署長が出廷した。

安部証人は25日益田町浜寄部落で関税法違反公務執行妨害容疑で逮捕、益田町署に留置した朝鮮人10名（うち4名女性）の釈放要求に26日夜9時30分ごろ益田署を訪れた朝鮮人160名が警官約40名の警戒線を突破して署内庭に侵入し、石、棒、竹などを投げ警官と乱闘した当時の状況について証言した。武井、細迫両弁護人の反対尋問には「25日浜寄部落の家宅捜査には令状なしで行った、26日の乱闘の時は朝鮮人は凶器はもってなかつたが、警官は警棒を持っていた。当時同署の内外に約50名警官を配置したことは陳情の朝鮮人を刺激したことになったかも知れない」と供述し証言を終った（同紙3月19日）。

⁷⁾ 以後、第三回公判が4月26日に開かれたのに続き、本年末の12月17日の第九回公判において、欠席の木元被告を除き、姜永範、季昌根、洪寿成、姜正植、金武沢、山田栄子、金三岩および権述京被告いずれも（木元も含め）、「多衆と参加し、その先頭に立ち喧嘩を極めつつ気勢を挙げ、同警察署内外から構内広場に突入侵入し、以て該多衆に率先してその勢を助け」（判決原本）たるものとして率先助勢者であるとして、姜永範を除くその他の者に懲役6月を、姜被告は美鹿支部事務所から

の引率者であったことから「指揮又は率先助勢」をしたとして10月を求刑した。

判決は、昭和25年5月29日になされ、前述(21頁右)のとおりの事実認定に基づき、権述京を無罪とした他は騒擾罪と建造物侵入罪の成立は認めたものの、前者についてはいずれも率先助勢も指揮さえも認めず、「附和隨行」とした。しかしそれでは罰金刑(刑法106条3号)のみなので、「一個の行為にして数個の罪名に触れる場合」として、重い建造物侵入罪(同法130条)を選択し、三年の執行猶予を付し、求刑どおりの懲役刑として姜被告を10月とし、他の被告にいずれも6月をいい渡した。なお、第二審(広島高裁松江支部、昭和26・5・8)では控訴を棄却され確定した。

注1) 前掲『県警史』788頁。

2) 『島根県評30年史』上巻290頁参照。なお、島根新聞2月8日は同声明の要旨をかなり詳細に掲載している。

3) 当時、本声明を起案したのが現在の在日朝鮮人総聯合会島根県本部常任委員会委員長朴泰永氏である(本人の証言による)。

4) 前掲『島根県評30年史』上巻291頁参照。

5) 同上291頁以下参照。

6) 前掲県警史514頁以下参照。

7) この間新聞は、「一被疑者の陳述が朝鮮人同胞に極めて不利益なウソだというのでリンチを加えられた事件が発生した」とし、関係者からの証言「自分だけ罪を免れるため係官にウソを申立て大衆に迷惑をかけたので反省を促すため」(朝連美鹿支部委員長金泰斗)と「自分としては正直に検事の質問に答えたまで」(安泳福)とを伝えている(前掲島根新聞4月3日)。その後、安泳福氏は、朝連の解散後「これを機に県内のトップを切って民団結成の動きを見せるは

ずである」(同紙9月12日)とされ、民団結成も具体化していくことになる。前掲内藤論文24頁以下参照。

おわりに —— 今後の課題

騒擾罪とは、多数人が集合して、暴行や脅迫をすることによって成立する犯罪である。一般に、騒乱罪とも呼ばれている。刑法106条は、この騒擾罪に関与した者を「首魁、他人指揮者ないしは率先助勢者、附和隨行者」という三つに分類して、それぞれの刑を規定している。騒擾罪は、多数人が集合することを犯罪の成立要件としており、「集団犯罪」の典型的例とされるものである。それは、多数人の合同力によって「公共の平穏」が害せられることを防止するものであって、必ずしも国家権力に対抗するものに限られない。それ故、同じく集団犯罪といつても、内乱罪などと異なり、組織的なものであることを要せず、それよりも群衆心理にもとづくところに特徴があるといわれる。刑法は首魁等をきびしく罰する一方で、附和隨行者に対しては50円(現在では1万円)以下の罰金という軽い刑を科している。しかしここにいう「多衆」とは、一地方における公共の平穏を害するにたりる程度の暴行・脅迫をするのに適當な多人数であることを必要とするものという限定を加えているとはいえる(大正2年10月3日大審院判決)¹⁾、必ずしも明確なものとはいえない。ここにこの規定が大衆運動等を弾圧するための手段として濫用される危険をつねにはらんでいるといわれる所以なのである。

騒擾罪の適用、それは最高の治安対策の一つであるといわれる。本事件は、占領下の軍政部、それに警察や検察の「威信」や「面子」

を背景として、朝鮮人に対する（一部共産党員を含む）搜索令状のない「ヤミ物資」摘発への正当な抗議・交渉行動の結果として、公務執行妨害等で逮捕された者の釈放を求めるという、これもやはり正当な抗議・交渉行動に対する騒擾、建造物侵入事件であるといえよう。少しでも当局がその威信や面子にこだわらなければこの事件はこんな形では生じなかつたであろう。戦後、騒擾罪の適用をみた事件について一般的にいえることは、第一に大衆の政治デモとこれを阻止規制せんとした警察官集団の実力行使から発生したもの、あるいは官庁の処置に対する大衆的交渉、抗議に対して警察が実力を行使したもの、すなわち、警察が大衆行動に対立する一方当事者として登場する事件が圧倒的に多いということである。第二に、その大衆行動が日本共産党あるいは在日朝鮮人にかかわりがあると当局が目した事件に騒擾罪が適用される傾向にあるということである。²⁾ 益田事件について多くの点でこれらの条件を満たすものであった。しかも、当時の特殊な条件として、占領下であったことは勿論のこと、国家警察と自治体警察という新しい警察機構の発足後まもなくたばかりか、その定着についても種々困難な条件があった（警察法昭和22年12月17日法律196号）。また英米法の当事者主義的訴訟を取り入れた新刑事訴訟法が実施されたばかりでもあった（昭和23年7月10日法律131号）。さらに「監視」という名の軍政部による種々の介入があったこと等をあげておかねばならないであろう。松江市においてもこの益田事件のわずか3ヶ月前の昭和23年10月23日前掲の「松江地裁判務所事件」が騒擾罪不成立であったものの発生している。

私にとっての、残された課題として、第一

に、これとの比較をはじめとして、いま一度「益田事件」を当時の島根県における治安体制を基軸とする権力構造の中において総合的に分析することである。第二に、在日朝鮮人の法的地位を知るうえで、それがアメリカの対日政策変遷のあおりをもろに受けざるを得なかつたこと、それとともに治安対策の対象として実態としても在日朝鮮人運動と共産党とが密接な係わりを持っていたことについて最近の成果を用いることである。³⁾ 「益田事件」の5ヶ月後に平事件が発生しているのである。

注1) 吉川・小田中共著『治安と人権』257頁以下参照。

2) 竹澤哲夫「平事件判決の分析」治安と人権法律時報臨時増刊号1970年6月5日。当時の在日朝鮮人問題を分析している官庁資料として、増田正度「一国内治安維持に極めて重要な—在日朝鮮人問題について」警察時報1952年4月号35頁以下参照。

3) 占領期在日朝鮮人運動を分析するものに前掲梶村『解放後の在日朝鮮人運動』、高峻石『在日朝鮮人革命運動史』、前掲季刊三千里48号、在日朝鮮人運動史研究会編『在日朝鮮人史研究』各号。アメリカの対日占領政策の研究についての最近の成果は著しいものがある。さしあたり、五十嵐武士「占領期研究とアメリカ側の資料」社会科学の方法1981年10月号11頁以下参照。同、「対日講和の提唱と反共観の位相」国際問題1976年7月号41頁以下、同『対日講和と冷戦』参照。

補一 本稿脱稿後、解放新聞3月15日(216号)も当「益田事件」に関する記事を掲載していることがわかった。その見出しが、「弾圧責任者畠免職「益田事件」ユ後闘争成果」

というもので、その本文によれば次のとおりである（翻訳は、在日朝鮮人総聯合会島根県本部常任委員会副委員長・益田支部委員長田鎮玆氏にお願いした）。

弾圧責任者を免職

「益田事件」其の後の闘争成果

「過ぎる1月27, 28, 29, 3日間に2千の警官を動員し同胞部落を弾圧した島根県益田事件は、その後、当地同胞達は、益々団結を固くし、この闘争を全県的に発展させ、又、中国地方全体闘争に導いていったが、この度、3・1記念闘争において、強力に闘争した結果、當時弾圧した責任者、署長および高級警官並びに公安委員4名を免職、又は解職させ」たことになっている。

補二 しかしながら、その後上記補一を裏づける事実を見い出すことはできていない。少なくとも、警察関係者で当時の主たる責任者と考えられる安部署長は、自治体警察

廃止の1951年9月30日まで在任し、門脇署長も1949年12月5日より美濃地区から那賀地区警察署長に転任している（前掲県警史資料）。事件直後の1月31日付けで捜査課長から鑑識課長に転任した綿織課長は、直前の総選挙の選挙違反取締りのための一時的任務であり、元々、同氏は戦前来の鑑識の専門家であったところから、新たに鑑識課が出来たので移動したことになっている。しかも、同氏はこの事件により、国警島根県本部警察隊長による「即賞」という表彰を受けたことになっている。

〔付記〕 本稿は、昭和61年度文部省科学研
究補助金「日本海地域における在日朝鮮人問題の歴史的・経済的研究」（一般研究B・代表
内藤正中）による共同研究の成果の一つである（1986年12月10日記）。